○岡崎市公契約条例施行規則

令和２年１月27日

規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める公契約）

第２条　条例第６条の規則で定める公契約は、次の各号のいずれかに該当する公契約とする。

（１）　予定価格が１億5,000万円以上の工事の請負契約

（２）　予定価格が１億5,000万円以上の業務の委託に関する契約

（３）　予定価格が１億5,000万円以上の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第５条第２項第５号に規定する事業契約

２　前項第３号に規定する事業契約に係る条例第６条の事業者等は、当該事業契約に係る次に掲げる者とする。

（１）　選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第２条第５項に規定する選定事業者をいう。）

（２）　工事の請負（契約金額が１億5,000万円以上のものに限る。）に係る下請負者

（３）　業務の委託（契約金額が１億5,000万円以上のものに限る。）に係る下請負者

（指定管理者との協定の取扱い）

第３条　前条の規定にかかわらず、条例第８条の規定により公契約とみなされる同条に規定する協定（以下「協定」という。）に係る条例第６条の規則で定める公契約は、指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が１億5,000万円以上の協定とする。

２　前項に該当する協定に係る条例第６条の事業者等は、当該協定に係る次に掲げる者とする。

（１）　指定管理者

（２）　業務の委託（契約金額が１億5,000万円以上のものに限る。）に係る下請負者

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（見直し）

2　市長は、この規則の施行後５年以内を目途として、条例第６条の規定による措置の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

（経過措置）

3　第２条の規定は、令和２年４月１日以後に締結する契約（同日前に競争入札に係る公告又は指名通知を行ったものを除く。）について適用する。

4　第３条の規定は、令和２年４月１日以後に指定される指定管理者に係る協定について適用する。

附　則（令和７年２月18日規則第１号）

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（見直し）

2　市長は、この規則の施行後５年以内を目途として、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号）第６条の規定による措置の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

（経過措置）

3　改正後の第２条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

4　次に掲げる契約については、改正後の第２条及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

⑴　施行日前に競争入札に係る公告又は指名通知を行った契約

⑵　施行日前に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第５条第３項の規定により公表された実施方針に係る選定事業（同法第２条第４項に規定する選定事業をいう。）を実施するため締結する事業契約（同法第５条第２項第５号に規定する事業契約をいう。）

5　令和８年３月31日までに随意契約の方法により締結する業務の委託に関する契約であって、改正後の第２条第１項第２号に該当するものについては、附則第３項の規定にかかわらず、同条の規定は適用しない。

6　改正後の第３条の規定は、施行日以後に指定される指定管理者に係る協定について適

用し、施行日前に指定される指定管理者に係る協定については、なお従前の例による。